

平成30年12月14日

指定管理者の指定について（練馬区立区民・産業プラザ）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立区民・産業プラザの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都練馬区練馬一丁目17番1号 Coconeri 4階
一般社団法人 練馬区産業振興公社
理事長 井口 薫

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで（2年間）

区は、練馬区立区民・産業プラザの指定管理者を、一般社団法人練馬区産業振興公社（以下「公社」という。）に特定し、平成26年度から公社が練馬区立区民・産業プラザの運営を行っている。あわせて、区は、公社の事業目的に鑑み、平成26年度から販路拡大支援事業や創業支援事業等の区の事業を、公社に移管してきたところである。

こうした経緯を踏まえて、公社は、指定管理業務および区からの補助事業を実施しているが、公社の設立から5年が経過し、指定管理業務の範囲および区からの補助事業の範囲をその目的や効果に応じて、より明確化する取組が必要である。

これらの取組を、指定管理業務に速やかに反映させるため、指定の期間を2年間とする。

4 選定の経過

平成30年4月20日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

- 5月17日 平成30年度第1回指定管理者選定委員会
 (業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
 (モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価)
 (現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)
- 7月13日 第2回指定管理者選定小委員会
 (企画提案書作成要項の審議)
- 7月13日 企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
- 8月31日 申請書類受付
- 9月5日 経営診断委託
- 10月16日 第3回指定管理者選定小委員会
 (プレゼンテーションおよびヒアリング実施)
 (申請団体の評価、採点)
- 11月2日 平成30年度第5回指定管理者選定委員会
 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)
- 12月14日 平成30年第四回定例会
 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類等を評価した結果、安定性・継続性が確保された施設運営が期待できること、これまでの当該施設における運営実績を生かした提案が行われていること等の理由により、一般社団法人練馬区産業振興公社が練馬区立区民・産業プラザを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

安定性・継続性

利益率はやや低いが、継続的に収益を上げている。売上高に占める人件費の割合や資金力に問題はなく、借入金も無い等、全体的に安定した経営がなされている。

当該施設の運営実績

事業計画書で提案した、練馬区立区民・産業プラザの維持運営、区内の中小企業の経営支援に関する事業、区内の産業・観光情報の発信に関する事業等を適切に実施している。

緊急時のマニュアルを整備するとともに、建物全体を管理するココネリ管理組合と定期的に連絡を取り合いながら、複合施設間における連携強化に努めている。

苦情処理に関する規程を整備し、迅速に対応するとともに、業務日報等により、職員間で情報を共有化し、日々改善に結びつけている。

障害者対応や情報セキュリティ等に関する研修を、毎年度計画的に行い、職員の育成に努めている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

施設運営体制

「近くて便利で新しい」顧客満足度の高い管理・運営を目指すという基本的な考え方に基づき、現在のサービス水準の維持および向上を図るための提案がある。

また、利用者からの意見や要望へ迅速に対応するための具体的な提案があるほか、利用者からの苦情への対応について組織的な取組を行っており、評価できる。

外部の機関が実施する専門的な研修へ職員を派遣するだけでなく、独自の自己啓発助成制度の活用や団体の特性を生かした研修の実施を提案する等、職員の育成について、評価できる。

運営経験を生かした取組

利用者からの要望と指定管理者としての事業収入の確保の両者を満たす新たなサービスとして、事業用荷物の事前預かりや宅配便の事前受取サービスの提案がある。

また、施設の設備、備品等について、運営経験を踏まえた補修計画を策定することを提案しており、いずれも区の求める水準を満たしている。

施設の維持管理・安全性への配慮

開館前には、毎日、マニュアルやチェック表に基づく施設全体の点検を行うとともに、各施設の利用終了後にも点検を行い、施設の安全性への配慮に努めている。

危機管理マニュアルの継続的な見直しや施設内に同居する区内の産業経済団体等との連携等、危機への対応について具体的な提案があり、評価できる。

効率的な管理運営

施設の貸出し窓口業務と団体事業の窓口業務とを一体的な業務として委託することにより、人件費の抑制等の経費の縮減を図る提案がある。

また、施設の設備、備品等の点検について、年間作業計画を策定することで、点検の集約化を行うとともに、建築物環境衛生管理基準に定める大掃除等を行い、設備や備品の長寿命化を図ることを提案する等、効率的な管理運営について、評価できる。

事業の提案

これまでの相談実績を踏まえ、販路拡大・集客相談の拡大や近年増加しつつある中小企業を対象とする知的財産権・商品開発の相談への対応等、練馬ビジネスサポートセンターにおいて実施している相談業務を充実する提案がある。

また、利用率の低い施設の利用を促進するため、区内外のケータリング事業者と連携したイベントを開催することや当該施設の活用方法を掲載した冊子を作成し、区内の産業経済団体の会員事業者等に配布すること等、利用率の向上に向けた具体的な提案がある。これらの事業の提案について、いずれも評価できる。

地域への貢献

職員の採用に当たって、区民雇用の促進が期待できる。業務の再委託、物品の調達、施設の修繕等について、可能な限り区内事業者を活用することを提案しており、区内事業者の積極的な活用が期待できる。また、地域や関係機関等の協働・連携の推進について、具体的な取組があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立区民・産業プラザ）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体 審査	1 安定性・継続性	利益を上げる力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点	4点
	2 当該施設の運営実績	当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 利用者等への対応	15点	12点
提案 審査	3 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制	50点	40点
	4 運営経験を生かした取組	当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	30点	18点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	6 効率的な管理運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	20点	16点
	7 事業の提案	区内の中小企業の経営支援に関する事業の提案 区内の事業者等との連携による、施設の利用率向上に向けた事業の提案 区内の産業・観光情報の発信に関する事業の提案	30点	24点
	8 地域への貢献	区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	154点